経済局

(平成25年度)

監査結果(指摘事項)

改善措置

- 12. 公益財団法人仙台観光コンベンション協会について
- (3)①出納業務に係る上長認証について (指摘)

「経理事務規程」によると「会計事務担当者は、現金については日々の現金出納終了後、現金有高を集計し、かつ仕訳伝票および現金出納帳と照合して会計事務責任者の認証を受けなければならない。」とある。しかし、協会の実務について質問および関連資料を閲覧した結果、実際には日々の現金有高の集計に基づく会計事務責任者の認証は行われていないことが判明した。現金についてはその性格から不正や誤謬を招きやすく、また、横領の対象になるおそれがあるため、特に厳格な管理の必要がある。規程に準拠した手続を順守することを通じ、適切な現金管理を行うことが必要である。

②預け在庫の集計もれについて(指摘)

協会は、収益事業の一つとして観光 PR 物品販売事業を行っており、仙台市内を循 環するバスである「るーぷる仙台」のチョ ロQを製作し、委託販売している。協会は、 期末時点の当該在庫数量を確認するため、 自ら保有する在庫に加え、販売委託先から 期末時点の在庫数量情報を入手して集 計・確認を行っている。しかし、平成25年 3月末時点の在庫数量の集計の際、一部の 販売委託先からの在庫数量情報を合算す ることを脱漏しており、金額は僅少ではあ るものの結果として貸借対照表上の在庫 金額が誤っていた。在庫とはいえ、現実に 換金価値を有する資産であるため、適切な 管理が必要である点は上記現金管理と同 様である。担当者以外の者による確認を行 うなど、誤集計を防止する体制や、貸借対 照表計上額を検証する体制の構築の必要 がある。

経理事務規程に則った事務処理を行う ため、平成26年3月より現金有高表に決裁 欄を設け、現金有高集計後、仕訳伝票・現 金出納帳と照合し現金有高表に会計事務 責任者の決裁を受ける手続きを行うこと とした。

また、平成27年4月に公益財団法人仙台 観光コンベンション協会と公益財団法人 仙台国際交流協会が統合し、設立された公 益財団法人仙台観光国際協会においても、 新たな経理規程に則り、同様の照合を行い 現金有高表に会計事務責任者の決裁を受 ける手続きを行うこととした。

平成26年度決算から、在庫の誤集計を防止するため、販売委託先の在庫及び協会保有の在庫を集計する際の確認を、チェックリストを用いて担当・副担当による複数人でチェックを行うこととし、また、貸借対照表計上額を検証するため、決算マニュアルを作成し、貸借対照表計上額の確認について複数人で行うことを徹底することとした。

また、統合後の公益財団法人仙台観光国際協会においても、同様に決算事務における在庫集計及び貸借対照表計上額の確認作業を行うこととした。